



成田労働基準監督署発表
平成 26 年 11 月 13 日

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 成田労働基準監督署 署 長 渡邊 秀明 監督課長 菊池 美香 |
| | 電話番号 0476-22-5666 (17時15分以降) 0476-22-5713 |

最低賃金法違反被疑事件の送検について

成田労働基準監督署（署長 渡邊秀明）は、本日、下記の2件について、最低賃金法違反の疑いで、千葉地方検察庁に書類送検した。

事件の概要等は下記のとおりである。

記

送検事件①（総額 8,301,888 円の賃金不払事件）

1 被疑者

(1) 株式会社サンライト

所在地 千葉県印旛郡栄町矢口神明四丁目 13 番 2 号

(2) 同社代表取締役 A（共同代表） 77 歳

(3) 同社代表取締役 B（共同代表） 42 歳

2 違反法条項

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

3 事件の概要

被疑者株式会社サンライトは、アルミサッシの製造販売等を行う事業主、被疑者代表取締役 A 及び同 B は、同社の代表取締役として、同社の賃金支払いを含む事業全般を統括する者であるが、千葉県最低賃金の適用を受ける労働者 10 名に対して、平成 25 年 8 月 16 日から平成 26 年 3 月 15 日までの 7 ヶ月分の賃金（総額 8,301,888 円）を、それぞれの所定支払日に支払わなかったものである。

送検事件②（総額 3,544,994 円の賃金不払事件）

1 被疑者

(1) キヨシ建材産業有限会社

所在地 千葉県印旛郡栄町矢口神明四丁目 13 番 2 号 ※1

(2) 同社取締役 B 42 歳 ※2

※1 送検事件① 1 (1) の所在地と同一の場所

※2 送検事件① 1 (3) の代表取締役 B と同一の者

2 違反法条項

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

3 事件の概要

被疑者キヨシ建材産業有限会社は、関連会社である株式会社サンライトの工場内においてアルミサッシの製造販売等を請け負う事業主、被疑者Bは、同社の取締役として、同社の賃金支払いを含む事業全般の経営を担当する者であるが、千葉県最低賃金の適用を受ける労働者5名に対し、平成25年8月16日から同年9月15日までの間及び同年10月16日から平成26年3月15日までの間の計6ヶ月分の賃金（総額3,544,994円）を、それぞれの所定支払日に支払わなかったものである。

【参 考】

- (1) 株式会社サンライトとキヨシ建材産業有限会社の工場は同一場所に所在し、ともにアルミサッシの製造販売等を行っていたほか、株式会社サンライトの代表取締役Bが、キヨシ建材産業有限会社の取締役を務めるなど、両社は経営上の関連関係にあった。両社は、平成25年6月分以降賃金不払を常態化させていたが、平成26年3月15日をもって事業活動を停止している。
- (2) 最低賃金法は、使用者に対し、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払うよう義務づけており、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
- (3) 当署においては、適正な労働条件の確保のため、今後も監督指導を実施するとともに、重大悪質な事案に対しては厳正に対処していく方針である。
- (4) 両社の労働者の未払賃金については、国の未払賃金の立替払事業により立替払いされている。

【関 係 条 文】

最低賃金法

第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 (略)

【罰条】

第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。